平成３０年（フ）第１６９号
兵庫県姫路市幸町188番地、従前の住所兵庫県姫路市梅ケ谷町１番22―２号
債務者　釜井　由香（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１９０号
兵庫県姫路市西夢前台２丁目98番地　青山リカーハイツ201
債務者　室田　敦史
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第３７５号
広島市西区己斐上３丁目59番23号
債務者　引地　靖子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５号
広島県庄原市三日市町151番地
債務者　小林　　勝
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第８３号
愛媛県松山市今在家１丁目１番35号
債務者　北岡　則明
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５７１号
福岡市南区横手３丁目31番13号
債務者　栗牧　　優
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６１１号
福岡市中央区大手門２丁目８番13―605号
債務者　木本　清香（旧姓浅利）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６７０号
福岡市南区曰佐５丁目４番21号
債務者　行徳　未麻
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６７４号
福岡県福津市高平２番地の６　フレグランス高平Ｃ―101号
債務者　山田真理子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７１９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿1451番地　ドリームハウス　202号
債務者　原田　誠也
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７２８号
福岡県糸島市前原駅南３丁目18番１号　１
債務者　後藤　茂樹
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７６５号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦３丁目４番５号　ビラージュ花ヶ浦　Ｃ棟206号
債務者　加藤　弘明
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０４号
秋田市御所野地蔵田５丁目26番８号
債務者　長谷川智子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０５号
秋田市太平中関字屋敷前９番地２
債務者　山本　町子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０号
京都府南丹市園部町小山西町柿ノ木谷11番地15、前住所京都府南丹市園部町小山東町岩本２番地１　メゾン春日Ⅱ203号
債務者　梅木　健一
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
奈良県大和高田市本郷町10番29号　信永ビル303号
債務者　安倍　貞治
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係